

安全データシート (SDS)

1. 化学物質及び会社情報

化学物質等の名称 (製品名) : アクアシール 200S

会社名 : 大同塗料株式会社

住所 : 大阪市淀川区三津屋北 2 丁目 14-18

担当部門 : 技術部

電話番号 : 06-6308-5821

FAX 番号 : 06-6308-5840

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

引火性液体		: 区分 3
急性毒性	経口	: 区分外
	経皮	: 区分外
	吸入 (ガス)	: 分類対象外
	(蒸気)	: 区分 4
	(粉塵、ミスト)	: 区分外
皮膚腐食性/刺激性		: 区分 2
眼損傷性/刺激性		: 区分外
呼吸器感作性		: 区分外
皮膚感作性		: 区分外
生殖細胞変異原性		: 区分外
発がん性		: 区分外
生殖毒性		: 区分外
授乳に対する、または授乳を介した影響		: 区分外
特定標的臓器/全身毒性 (単回ばく露)		: 区分 3
特定標的臓器/全身毒性 (反復ばく露)		: 区分外
吸引性呼吸器有害性		: 区分 1
水生環境有害性 (急性)		: 区分外
水生環境有害性 (慢性)		: 区分外
オゾン層への有害性		: 区分外

【GHSラベル要素】

「絵表示」   

「注意喚起語」 危険

「危険有害性情報」

- ・ 引火性液体及び蒸気
- ・ 吸入すると有害
- ・ 皮膚刺激
- ・ 呼吸器への刺激のおそれ
- ・ 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

「注意書き」

《予防策》

1. 火気のない局所排気装置を設けた場所で使用してください。
2. 塗装中、乾燥中とも換気をよくし、蒸気を吸込まないようにしてください。
3. 取扱い中は、皮膚に触れないようにし、必要に応じて、有機ガス用防毒マスク、送気マスク、頭巾、保護めがね、長袖の作業衣、えりまきタオル、保護手袋などを着用してください。
4. 塗料の付着したウエスや塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまでは必ず水につけておいてください。
5. 容器からこぼれた時には、布で拭き取って水を張った容器に保管してください。
6. 取扱い後は、手洗いおよびうがいを行ってください。
7. よくフタをし、40℃以下の場所で貯蔵してください。
8. 子供の手の届かないところに保管してください。
9. 本来の用途以外に使用しないでください。

《応急処置》

1. 火災時には、炭酸ガス、泡または粉末消火器を用いてください。
2. 皮膚に付着した時には、速やかに多量の石けん水で洗い落とし、痛みまたは外観に変化がある時には、医師の診察を受けてください。
3. 目に入った時には、多量の水で洗い、できるだけ早く医師の診察を受けてください。
4. 蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなったときには、安静にし、医師の診察を受けてください。

《廃棄》

廃棄する時は、産業廃棄物として処理してください。

3. 組成、成分情報

単一化合物・混合物の区分：混合物

ポリアルキルアルコキシシロキサンおよび石油系溶剤（鉱油）

成分及び濃度（危険有害性物質を対象）：

成分名	Cas No.	濃度	P R T R対象
鉱油	64742-48-9	85～95%	

4. 応急措置

吸入した場合：

- ・ 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則或いは止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の診断を受けること。
- ・ 蒸気、ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合：

- ・ 付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・ 大量の水及び石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・ 外観に変化が見られたり、痛みがある場合は医師の診断を受けること。

目に入った場合：

- ・ 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・ できるだけ速く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合：

- ・ 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・ 嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・ 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

いずれの場合も、応急措置後医師の診断を受けること。

5. 火災時の措置

使用可能消火剤：炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂

消火方法：

- ・適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。
- ・可燃性の物を周囲から速く取り除くこと。
- ・指定の消火剤を使用すること。
- ・高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
- ・消火活動は風上から行う。
- ・燃焼時には一酸化炭素、二酸化炭素、アルデヒドその他の炭化水素ガスが発生する可能性がある。

6. 漏出時の措置

- ・作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- ・漏出物は密閉できる容器に回収し安全な場所に移す。
- ・乾燥砂、土、その他不燃性のものに吸収させて回収する。大量の漏出には盛土で囲って漏出を防止する。
- ・付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。

7. 取扱及び保管上の注意

取扱い上の注意：

- ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型（安全増型）を使用する。
- ・工具は火花防止型のものを使用する。
- ・使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておくこと。
- ・作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう適切な保護具を着用する。
- ・取扱い後は手・顔等をよく洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まないこと。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を設け、適切な保護具を着けて作業すること。

保管上の注意：

- ・日光の直射を避け、通風の良いところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策：

- ・取扱い設備は防爆型を使用する。
- ・排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌などの装置についてはアースを取るよう設備すること。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれずに設備すること。
- ・屋内塗装作業の場合は自動塗装機を使用するなど作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とすること。
- ・タンク内部などの密閉場所で作業をする場合には、密閉場所、とくに底部まで十分換気できる装置を取り付けること。

管理濃度：
情報なし。

保護具

呼吸系の保護具：

- ・有機ガス用防毒マスクを着用する。
- ・密閉された場所では送気マスクを着用する。

手の保護具：

- ・有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。

目の保護具：

- ・保護メガネを着用する。

皮膚及び身体の保護具

- ・必要に応じて皮膚が直接暴露されないような保護具を着用する。

その他の保護具：

- ・静電塗装を行う場合は、通電靴を着用する。

9. 物理及び化学的性質

当該化学物質の外観

物理的状态：液体

色：無色または淡黄色

臭い：石油臭

pH値：情報なし

引火点 (°C)：30～40

沸点 (°C)：130

爆発特性 (下限 %)：0.6 (鉱油)

密度 (20°C g/cm³)：0.75～0.85

溶解性：水に不溶

10. 安定性及び反応性

安定性：通常の温度、圧力の条件下では安定である。

避けるべき条件：加温

避けるべき材料：酸化性物質

有害な分解生成物：燃焼、熱分解時には一酸化炭素、二酸化炭素、アルデヒドおよびその他の炭化水素ガスが発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性：
発癌性：
情報なし。

12. 環境影響情報

- ・漏洩、排気などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・廃塗料などを焼却処理する場合には、有毒ガスを発生するため、適切な洗浄装置のある焼却炉を使用すること。

14. 輸送上の注意

陸上輸送：消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は法令の輸送について定めるところに従うこと。

海上輸送：船舶安全法に定めるところに従うこと。

航空輸送：航空法の定めるところに従うこと。

国連分類番号：1263

国連品名：塗料又は塗料関連物質（シンナーを含む）

国連分類：3

容器等級：Ⅲ

輸送の特定の安全対策及び条件：

- ・取扱及び保管上の注意の項の記載事項に従うこと。
- ・容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

15. 適用法令

- ・労働安全衛生法： 第57条名称表示物質、通知対象物質
危険物（引火性の物）
有機則（第3種有機溶剤等）
- ・消防法： 第4類第2石油類（非水溶性）

16. その他の情報

引用文献等： SDS用物質データベース（塗料用）「（社）日本塗料工業会 編」
SDS・ラベル作成ガイドブック〔混合物（塗料用）〕「（社）日本塗料工業会 編」
J I S Z 7 2 5 3 : 2 0 1 2

付記：

- ・このSDSは、当社の製品を適性にご使用頂くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の手配を対象としたものです。
- ・記載内容は、現時点で入手した資料、情報、データに基づき作成しておりますが、危険、有害性に関する評価は、必ずしも十分なものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。
- ・このSDSは、法令の改正、新しい知見により予告なく改訂することがあります。
- ・このSDSは、国の規制を含む（社）日本塗料工業会の基準に基づくものではありませんが、地方自治体の規制情報は含まれていないので、当該自治体の規制に従って対処して下さい。